



# 平成27年1月から引き上げられた 出産育児一時金の額

出産育児一時金は、生まれる子ども一人あたり42万円が支給されることになっていますが、これは本来の出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金補助の合計額となります。平成27年1月1日に実施された産科医療補償制度の掛金改定に伴い、この額に変更はありませんが、内訳が変更されています。そこで今回は、出産育児一時金の仕組みについて取り上げておきましょう。



## 1. 出産育児一時金の仕組み

出産育児一時金とは、出産に関連して受けることができる健康保険の給付制度の一つであり、健康保険の被保険者または被扶養者が出産したとき、その経済的負担の軽減を目的として子ども一人の出産に対して一定額が支給される制度です。その支給額は、平成21年1月の産科医療補償制度の開始に伴い3万円の加算が行われるようになり、同年10月から39万円と加算額3万円を合わせた42万円が支給されるようになりました。

### [産科医療補償制度とは]

この産科医療補償制度とは、出産に関連して発症した重度脳性まひの子どもと家族の経済的負担を速やかに補償し、原因分析や再発防止のための情報提供などを行うことで、産科医療の質の向上を図ることを目的として創設されたものです。この制度には99.8%（平成26年12月19日時点）というほぼすべての産婦人科等の医療機関等が加入して、掛金を支払っています。この掛金の額は、平成26年12月までは3万円とされており、これと同額を出産育児一時金に上乗せして支給することで出産費用の補助を実施しています。

## 2. 今回の出産育児一時金の改正内容

そして今回、平成27年1月1日以降に生まれた子どもに対するものから、産科医療補償制度の掛金が3万円から1.6万円に引き下げられました。その一方で、最近の平均的な出産費用の額（平成24年度の全国平均41.7万円）を考慮すると、単純に合計額を引き下げた場合に、本人の実質的な負担増に繋がりがねません。そのため合計額の42万円は据え置かれ、差額を埋めるために出産育児一時金の本来額が39万円から40.4万円まで引き上げられました。これにより出産育児一時金の支給額は、以下のとおりとなります。

- 産科医療補償制度に加入している  
医療機関等 42万円
- 産科医療補償制度に加入していない  
医療機関等 40.4万円

今回の出産育児一時金の額に関する改正は、出産育児一時金は「42万円」という認識が一般的である状況や、直接支払制度という被保険者本人の経済的負担を大幅に軽減できる制度の利用も広まっていることを考えると、実務上の影響はあまりないかも知れません。ただ、今後も出産費用の上昇がみられる場合には額の改定が議論されていくと予想されるため、現行制度の仕組みそのものはしっかり理解しておきたいものです。